

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年6月4日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 協同組合一戸ショッピングセンター

イ 株式会社ベルジョイス

ウ 株式会社菅文

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 一戸ショッピングセンター 二戸郡一戸町一戸字砂森123番地1

(3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者

(4) 変更の年月日 令和6年4月23日

(5) 変更の理由 小売業者の撤退のため

2 届出年月日 令和6年5月8日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び一戸町役場